平成２８年（フ）第６７号
広島県呉市音戸町渡子３丁目12番３号
債務者　津口　　節
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第１２１号
佐賀県鳥栖市神辺町1591番地３　岡本貸家１
債務者　原　セツ子
1　決定年月日時　平成28年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８０号
佐賀市大和町大字久池井1536番地１　43Ａ－３、前住所福岡県久留米市東合川町42番地５
債務者　高岸　直人
1　決定年月日時　平成28年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５０号
佐賀県東松浦郡玄海町大字大薗1187番地７
債務者　吉田　　望
1　決定年月日時　平成28年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第５１号
佐賀県唐津市久里322番地22
債務者　太田　拓郎
1　決定年月日時　平成28年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第５２号
佐賀県唐津市栄町2588番地16　県営アパート167号
債務者　尾崎　則子
1　決定年月日時　平成28年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第３１８号
熊本市中央区八王寺町23番14―203号　県営八王寺団地Ｎｏ．14
債務者　赤井　俊治
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１６９号
兵庫県明石市大久保町谷八木563番地の６シャトル大久保207号
債務者　福永　勇次
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１７４号
兵庫県明石市二見町東二見192番地の１　レオパレスオーゴ103号、前住所兵庫県尼崎市立花町１丁目28番４号　グレストハイツ606号
債務者　河原　　納
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第５９６号
神戸市兵庫区上沢通１丁目１番22号、従前の住所神戸市兵庫区西出町１丁目10番６号
債務者　ビリヤード名古屋こと　織田　貴人
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６２０号
神戸市東灘区御影本町７丁目２番１―101号
債務者　中田　貴美
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９２号
長崎県東彼杵郡川棚町中組郷1320番地１　１Ｆ、前住所長崎県東彼杵郡川棚町中組郷1643番地１　森田アパート８号
債務者　松本　千鶴
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第２０号
沖縄県国頭郡本部町字瀬底1262番地　瀬底第２団地　101号
債務者　石川美智子（旧姓伊計）
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２８年（フ）第２１１号
盛岡市黒川８地割45番地２
債務者　玉山　清朝
1　決定年月日時　平成28年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第３１号
大分県日田市前津江町赤石3122番地１　曽家公営住宅４号
債務者　長尾　　守
1　決定年月日時　平成28年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２８年（フ）第８４号
青森県八戸市大字市川町字上大谷地38番地４、前住所神奈川県小田原市国府津2386番地１アヴニールセットＣ棟102
債務者　木村　勇貴
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第８８号
青森県八戸市青葉３丁目32番26号　グリーンシティＡ202、前住所青森県八戸市大字鮫町字福沢久保70番地
債務者　川村久美子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係